

平成22年度

# 労働保険【労災保険・雇用保険】年度更新

## 社員の安心が、会社の力。

安心して働くための大切な保険です。本年度も適正な更新手続きをお願いいたします。

6月1日  
(火)

7月12日  
(月)

平成21年度から、年度更新の手続期間を6月1日～7月10日(今年度は12日)までに変更しています。



電子申請が便利です！

電子申請は電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp> から

年度更新の手続き等についての  
お問い合わせはコールセンターへ！  
**0120-93-5059**

※携帯・自動車電話・PHSからご利用になれます。  
※IP電話については、契約内容によって利用できない場合もありますのでご了承ください。  
※電話がつながりにくい場合は、最寄りの労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。  
(受付時間) 月～金曜日:9時～17時まで(土日を除く。)  
※開設期間は、平成22年5月24日(月)～7月16日(金)までとしています。

◆労働保険は、法人・個人を問わず労働者を一人でも雇っている事業主は必ず加入することが法律で義務付けられています。(パート・アルバイトも含む)  
◆政府は、事業主が手続にかかわる申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認めるときは、労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知することができます。◆労働保険制度の健全な運営、費用負担の公平、労働者福祉向上等の観点から、労災保険未手続事業主に対する費用徴収制度が強化されました。これにより、事業主から最大2年間さかのぼった労働保険料及び追徴金(10%)や労災保険給付額の40%または100%を徴収することになっています。◆申請手続は、社会保険労務士および労働保険事務組合による代理・代行も認められています。  
◆平成19年度より「石綿による健康被害の救済に要する費用の徴収」にかかる一般拠出金についても、新たに申告納付することとなりました。

東京労働局 労働保険徴収部

〒102-8307 東京都千代田区九段南1-2-1九段第3合同庁舎12階 TEL:03-3512-1628

<http://www.roudoukyoku.go.jp/>